○財務省告示第四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年一月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百四十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆八百九十七億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千四百五十六億三千三百七十五万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百十八億二千六百十五万円、特別会計に関する法律第四十七条の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で八千二百二十七億四百八十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四百九十五億三千五百二十五万円

特別会計に関する法律第四十七条の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千九十四億円

特別会計に関する法律第四十七条の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千三百九十億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　一兆九百九十九億二千八十万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　千四百億二千八百三十六万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　千四百三億六百六十万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八　最低額面金額　平成二十六年一月二十七日

九　振替単位　額面金額百円につき百円九十銭以上のそれぞれの応募価格

十　発行日　額面金額百円につき百円九十四銭

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　年一・六パーセント

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額\times\frac{1.6}{100}\times\frac{38}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十二　利率　平成二十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額\times\frac{1.6}{100}\times\frac{1}{2}$$

十三　経過利子の払込み　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四　初期利子　平成四十五年十二月二十日

十五　第二期以後の利子　額面金額百円につき百円

十六　償還期限　日本銀行

十七　償還金額　財務大臣から通知を受けた者

十八　元利金支払場所　平成二十六年一月二十七日

十九　入札参加者

二十　払込期日

○財務省告示第四十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年一月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（三十年）（第四十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条及び第六十二条第一項